

東大和市障害者災害時支援いろは歌 語句解説

- ※① 防災日 ……1923年9月1日午前11時58分に発生した関東大震災の惨事を教訓として防災の意識を高めるために政府が1960年に制定し、毎年全国で防災訓練が行われています。
- ※② ヘルパー ……主に、必要な方の自宅に伺い、調理・洗濯及び掃除等の家事や入浴、排せつ及び食事等の介護を行う人のことをさします。知的障害者や視覚障害者の外出時に介護をするガイドヘルパーもいます。
- ※③ ボランティア ……市の総合防災計画では、「大規模災害が発生し、被災者の救援等のため多数のボランティアが参集することが予想される場合、市は社会福祉協議会と連携して、市民会館（ハミングホール）に「東大和市災害ボランティアセンター」を設置する。」とされています。
- ※④ 医療用機器 ……疾病の診断・治療・予防に使用されることや、身体の構造・機能に影響を及ぼすことを目的とされている機械器具をさします。障害によっては、たん吸引器や人工呼吸器などを常に携えていなければならない方もいます。
- ※⑤ ルーティン ……障害者、特に知的障害のある方の中には、毎日決まった時間に同じ行動をすることで見通しを持つことが出来て安心して生活を行える方がいます。
- ※⑥ 福祉避難所 ……自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする災害時要配慮者を受け入れる避難所です。市では二次避難所と位置付けられ、小学校等の一般的な避難所（※⑪）での生活が困難で、福祉避難所の開設が必要と判断した場合に開設されます。
- ※⑦ 要支援 ……高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などで防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難行動等に特に支援を要することをさします。
- ※⑧ 人工呼吸器 ……自力で呼吸することが難しい方が、換気を人工的に代行する機械のことをさします。重度の障害がある方の中には、常に人工呼吸器を使わなくてはならない方がいます。
- ※⑨ 白い杖、白杖 ……視覚障害者が歩行の際に前方の路面を触擦して使用するもので、安全確保、歩行に必要な情報の収集、ドライバーや他の歩行者・警察官などへの注意喚起等の役割をもちます。

※⑩ ヘルプカード ……障害のある方などで手助けを必要とする人が、普段から身につけておき、緊急時や災害時等に普段から身に付けておき、緊急時や災害時等に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードです。東大和市では、障害福祉課や高齢介護課の窓口等で配布しています。

※⑪ 避難所 ……災害時に避難する場所です。公共施設により構成され、東大和市内には29ヶ所あります。また避難所において特別な配慮を要する場合は福祉避難所（※⑤）を利用することになります。